



県章

# 山形県公報

令和3年8月3日(火)  
第226号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……821
- 種畜証明書の交付……………(畜産振興課) ……823
- 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………(水産振興課) ……824
- 県営土地改良事業計画の変更……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 民有保安林の指定施業要件の変更……………(森林ノミクス推進課) ……825
- 森林法に基づく通知に代わる告示……………(同) ……826
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……827
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……同
- 屋外広告物講習会の実施……………(県土利用政策課) ……828
- 指定管理者の募集……………(都市計画課) ……829
- 同……………(教育委員会) ……830

## 告 示

### 山形県告示第638号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年8月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
庄内たがわ農業協同組合  
代表理事組合長 太田 政士  
鶴岡市上藤島字備中下3-1
- 2 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			備 考	変更年月日
変 更 前	変 更 後			
叶野 浩 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和3年3月31日	
菖蒲 孝夫 玄米、大豆	同 左			
石川 輝紀 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左			

日向 一也 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
大滝 尚 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
齋藤 正之 玄米、大豆、そば	同 左
斎藤 和博 玄米、大豆、そば	同 左
成澤 順 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
小林 卓史 玄米、大豆、そば	同 左
今井 俊 玄米、大豆、そば	同 左
野尻 秀一 玄米、大豆、そば	同 左
清野 清晃 玄米、大豆	同 左
阿部 正 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
皆川 裕一 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
佐藤 誠 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
梅津 茂雄 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
佐藤 俊喜 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
山木 均 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
鈴木 繁則 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
加藤 修 玄米、大豆、そば	同 左
五瓶 正人 玄米、大豆、そば	同 左
菅原 剛 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
五十嵐 順 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
大井 広明 玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 正春 玄米、大豆、そば	同 左
阿部 慶和 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
庄司 学 玄米、大豆	同 左

高橋 健児 玄米、大豆、そば	同 左
山口 龍士 玄米、大豆、そば	同 左
池田 直史 玄米、大豆、そば	同 左
小田 一貴 玄米、大豆、そば	同 左
阿部 仁 玄米、大豆、そば	同 左
森 悠一 玄米、大豆、そば	
遠藤 貞吉 玄米、大麦、大豆、そば	同 左
板垣 渉 玄米、大豆、そば	同 左
門脇 勝広 玄米、大豆、そば	
高橋 徹 玄米、大豆、そば	同 左
今野 今人 玄米、大豆、そば	同 左
鈴木 重昭 玄米、大豆、そば	同 左
大滝 正人 玄米、大豆、そば	同 左
藪田 凌也 玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 務 玄米、大豆、そば	同 左
伊藤 隆 玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 玄明 玄米、大豆、そば	同 左
樋渡 健 玄米、大豆、そば	同 左
奥山 和樹 玄米、大豆、そば	同 左
加藤 慧真 玄米、大豆、そば	同 左
安野 仁 玄米、大豆、そば	同 左

山形県告示第639号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書をおのとおりに交付した。

令和3年8月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の種類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名 称
11628358290	牛	黒毛和種	久 桜 (2020 子山形黒 1628358290)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産研究所

**山形県告示第640号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

令和3年8月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 漁業権者の名称及び住所

- (1) 名 称 最上川第一漁業協同組合
- (2) 住 所 西村山郡朝日町大字宮宿1103番地1

2 漁業権の免許番号

内共第4号及び内共第5号

3 変更の内容

第5条第2項の表中

西村山郡朝日町大字立木地内白倉橋から上流木川ダム堰堤まで	周年
西村山郡朝日町大字四ノ沢地内最上川との合流点から上流及び支流	
西村山郡大江町大字貫見地内貫見床止工から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで	
西村山郡大江町大字貫見地内南堰頭首工堰堤から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで	
西村山郡大江町大字沢口地内巻淵床止工から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで	

を

西村山郡朝日町大字立木地内白倉橋から上流木川ダム堰堤まで	10月1日から翌年の8月31日まで
西村山郡朝日町大字四ノ沢地内最上川との合流点から上流及び支流	周年
西村山郡大江町大字貫見地内貫見床止工から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで	
西村山郡大江町大字貫見地内南堰頭首工堰堤から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで	
西村山郡大江町大字沢口地内巻淵床止工から上流及び下流それぞれ50メートルの地点まで	

に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日

令和3年9月1日

**山形県告示第641号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営飯坂地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年8月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営飯坂地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
川西町役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和3年8月3日から同年9月1日まで
- 4 その他
  - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第642号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。  
令和3年8月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）
    - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
    - (3) 変更後の指定施業要件
      - イ 立木の伐採の方法
        - (イ) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
        - (ロ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
  - 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
遊佐町（次の図に示す部分に限る。）
    - (2) 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
    - (3) 変更後の指定施業要件
      - イ 立木の伐採の方法
        - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
        - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
        - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課並びに鶴岡市役所及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第643号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、次のとおり保安林に係る指定施業要件が変更された旨の通知をすべきところ、所有者の所在が不分明であるので、同法第189条の規定により、その通知の内容を米沢市役所の掲示場に掲示した。

令和3年8月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
米沢市大字入田沢字沢ノ入1651番5、1651番11  
(2) 森林所有者の氏名  
佐藤利男  
(3) 通知の要旨  
令和3年4月30日付け農林水産省告示第712号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
米沢市大字入田沢字沢ノ入1651番5、1651番11  
(2) 森林所有者の氏名  
斎藤龍真  
(3) 通知の要旨  
令和3年4月30日付け農林水産省告示第712号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
米沢市大字入田沢字沢ノ入1651番5、1651番11  
(2) 森林所有者の氏名  
伊藤りつ  
(3) 通知の要旨  
令和3年4月30日付け農林水産省告示第712号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
米沢市大字入田沢字沢ノ入1651番11  
(2) 森林所有者の氏名  
齋藤友喜  
(3) 通知の要旨  
令和3年4月30日付け農林水産省告示第712号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
米沢市大字入田沢字沢ノ入1651番36  
(2) 森林所有者の氏名  
佐藤はつる  
(3) 通知の要旨  
令和3年4月30日付け農林水産省告示第712号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

**山形県告示第644号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和3年8月3日から同月17日まで縦覧に供する。

令和3年8月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 添津藤島停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市上藤島字鎧田畑32番1地先から 同 28番7地先まで	旧	12.7メートル } 7.3	44メートル
鶴岡市上藤島字鎧田畑32番1地先から 同 28番3地先まで	新	25.0メートル } 12.5	同上

**山形県告示第645号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和3年8月3日から同月17日まで縦覧に供する。  
 令和3年8月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 添津藤島停車場線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市藤島字川向95番2地先から  
同 上藤島字鎧田畑28番3地先まで
- 3 供用開始の期日 令和3年8月3日

**山形県告示第646号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和3年8月3日から同月17日まで縦覧に供する。  
 令和3年8月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 十里塚遊佐線
- 2 供用開始の区間 飽海郡遊佐町藤崎字下モ山89番46地先から  
同 89番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和3年8月3日

**山形県告示第647号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次の  
 とおり公共測量を実施する旨の通知があった。  
 令和3年8月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
鶴岡市由良地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和3年8月16日から同年9月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する  
 変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役  
 所において令和3年12月3日まで縦覧に供する。

令和3年8月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

南館複合店舗  
山形市南館五丁目1097番1

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
ダイワロイヤル株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号	原 田 健

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
ダイワロイヤル株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号	伊 藤 光 博

3 変更年月日

令和3年4月1日

4 届出年月日

令和3年7月13日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年12月3日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）第22条第1項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

令和3年8月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 講習会の日時及び場所

- (1) 日 時 令和3年10月14日（木）午前10時45分から午後4時30分まで  
令和3年10月15日（金）午前10時から午後4時20分まで
- (2) 場 所 山形市松波四丁目1番15号 山形県自治会館4階401会議室

2 受講者の定員

40名

3 受講手続

(1) 仮申込み

受講申込書（仮申込）を令和3年8月31日（火）までに山形市松波二丁目8番1号山形県県土整備部県土利用政策課景観・地域づくり担当に提出すること。

(2) 本申込み

山形県県土整備部県土利用政策課景観・地域づくり担当から本申込みが可能である旨の連絡があった者は、受講申込書を令和3年10月1日（金）までに山形市松波二丁目8番1号山形県県土整備部県土利用政策課景観・地域づくり担当に提出すること。

なお、講習手数料として4,000円を、受講申込書に山形県収入証紙を貼付して納付すること。

4 その他

詳細については、県土整備部県土利用政策課景観・地域づくり担当 電話023(630)2660に問い合わせること。

最上中央公園の指定管理者を次のとおり募集する。

令和3年8月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 最上中央公園
- (2) 所在地 新庄市金沢地内

2 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
  - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
  - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
  - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和3年8月3日（火）から同年9月14日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所
  - イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3130
  - ロ 山形県最上総合支庁建設部道路計画課道路・高規格整備担当 郵便番号996-0002 新庄市金沢字大道上2034 電話番号0233(29)1401なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和3年9月6日（月）から同月14日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便

等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県朝日少年自然の家の指定管理者を次のとおり募集する。

令和3年8月3日

山形県教育委員会  
教育長 菅 間 裕 晃

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県朝日少年自然の家
- (2) 所在地 西村山郡大江町大字左沢字楯山2523番地の5

#### 2 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和3年8月3日（火）から同年9月14日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県教育庁生涯教育・学習振興課青少年教育施設担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2831

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

## 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和3年8月3日（火）から同年9月14日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

## 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

令和3年8月3日印刷 発行所 山形県庁  
令和3年8月3日発行 発行人 山形県